

武蔵野大学中学校・高等学校

いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校は、上記理念及び親鸞聖人のみ教えをいただく宗門校である。本校の建学の精神である「仏教精神にもとづく、真の人間教育、人間成就の教育」にのっとり、在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。また、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切にこれに対処する。

武蔵野大学中学校・高等学校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

- 目次 -

1	いじめの定義	1
2	いじめの禁止	1
3	本校教職員の姿勢	1
4	いじめ対策委員会の設置	2
5	いじめの未然防止のための取組	2
6	いじめの早期発見のための取組	2
7	いじめの早期対応	3
8	重大事態への対処	3

1 いじめの定義

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に、具体的ないじめの態様として以下が示されている。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これ以外にも、いじめには多様な様態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否か判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、心身に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての生徒はいじめを行ってはならない。

3 本校教職員の姿勢

- ・生徒一人ひとりが、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう学級及び学年運営に努める。
- ・いじめは決して許さないという姿勢で、生徒の人権教育や規範意識の醸成に努める。
- ・日々の生徒観察の中で、生徒の小さな変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・「いじめはどの生徒、どの学校にも起こりうる」、「いじめは人間の命に係る重大な問題である」ということを認識し、いじめの構造やいじめ問題の対処等についての理解に努める。
- ・いじめ問題が起きたときは、一人で抱え込まず、組織で対応することを心掛けて、管理職への報告、学年や同僚への協力を求める。

4 いじめ対策委員会の設置

学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応等に関する措置を行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織として「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

管理職、各部部長、当該の学年主任およびコース長、養護教諭、その他の教員等で組織する。ただし、個々の事案に応じて担任やクラブ活動の顧問等も加えることができる。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の参加を図りながら対応する。

(2) 役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒や保護者を対象としたいじめ防止の啓発に関するを行う。
- ・いじめの訴えがあった場合には、当該担任等に加え、事実関係を把握し、関係生徒や保護者への対応について協議し、指導にあたる。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取扱いに十分配慮しながら、教員が共有できるようにする。

5 いじめの未然防止のための取組

【生徒に対して】

- ・生徒一人ひとりのコミュニケーション能力を育成し、お互いを尊重しながら学校生活を送れるようにする。また、学校や社会のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・SNS などのインターネット上への不用意な投稿やネットいじめ、リベンジポルノなどの防止のため、情報モラルや情報リテラシーを、教科「情報」をはじめとして、学校の教育活動全般で育成する。また、サイバー犯罪に関する講演会を実施して意識啓発に努める。
- ・すべての教育活動を通じて、「命の大切さ」を理解し「いじめは絶対に許さない」という姿勢を持つように、生徒を育成する。
- ・いじめを見て見ないふりをするのは「いじめをしていることにつながる」ことや、いじめを見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

【保護者に対して】

- ・生徒の様子の変化に気づいたら、すぐに学校に相談してもらうように伝える。
- ・保護者会等を通じて学校、家庭の連携を深め、いじめ問題解決のために理解と協力を得る。
- ・近年、インターネットや SNS によるいじめが増えており、家庭内において、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関するルールづくりやマナーの指導を行うように協力を要請する。

6 いじめの早期発見のための取組

- ・定期的なアンケート調査、個人面談、保護者会等の実施により、家庭と連携して生徒を見守り、生徒及びその保護者がいじめに関して相談しやすい環境を整える。
- ・教職員が普段から生徒に声掛けを行い、日常の生徒の様子を観察する。
- ・スクールカウンセラー等との連携を密にし、生徒の相談環境を整備する。

7 いじめの早期対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・ささいな徴候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ・発見及び通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における委員会に直ちに情報を共有する。その後は、委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・必要に応じて外部諸機関等に相談し、連絡を図る。

8 重大事態への対処

法第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態

法に規定の通り

- 一 「いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」。
- 二 「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」

である。

一の「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた生徒の状況によって判断する。

例えば

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などである。

二の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、その時点で本校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告、調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生を防止のため、重大事態調査委員会を本校に設置する。構成については、常設の委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるものとする。重大事態の発生ごとに設置し、事実関係を明確にするための調査を行う。また、学校法人及び東京都知事に重大事態の発生および調査結果について報告する。